

○岩見沢市入札等監視委員会設置要綱

平成15年10月 1日訓令第23号
改正 令和 7年 4月 1日訓令第 7号

(設置)

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、建設工事及び当該工事に係る設計、測量等の委託業務（以下「工事等」という。）における入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するとともに、不正行為等を排除し、事務の公正な執行を図るため、第三者機関として岩見沢市入札等監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 岩見沢市が発注した工事等に係る入札及び契約手続の運用状況について報告を受けること。
 - (2) 岩見沢市が発注した工事等のうち委員会が抽出し、又は指定した工事等に係る入札及び契約手続について審議を行うこと。
 - (3) 工事等に係る入札及び契約制度の改善状況の報告を受けること。
 - (4) その他市長が必要と認める事項について、調査、審議又は勧告を行うこと。
- 2 委員会は、前項の規定による審議等の結果、不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合、市長に対して是正等に関する意見を述べる。

(組織等)

第3条 委員会は、委員3人をもって組織する。

- 2 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約手続に関する審議その他の事務を適切に行うことができる学識経験者等のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員の氏名及び職業は、公表する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、これを主宰する。

2 委員長は、会議を招集するいとまがないと認めるときは、委員に回議してこれに代えることができる。

3 会議は、非公開とする。ただし、会議の議事の概要を記した文書については、後日公表するものとする。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、審議に関係を有する者に対して出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部契約検査管理課が行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、現に改正前の岩見沢市入札等監視委員会設置要綱の規定により委員に委嘱されている者は、改正後の岩見沢市入札等監視委員会設置要綱の規定により委員に委嘱されている者とみなす。この場合において、委員の任期は、なお従前の例による。

附 則（令和7年4月1日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。